

富山県適正農業規範 (とやまGAP規範) 改訂の概要



令和 6 年 3 月
富山県農業技術課

富山県適正農業規範（とやまGAP規範）



全国初のGAP推進条例（平成22年12月制定）に基づき、
本県の農業者が実践すべき具体的な取組をまとめた規範

⇒ （本県のより良い農業のための道しるべ）

<経過>

- ・ GAP 推進条例の施行（H22.12）
- ・ 富山県適正農業規範（とやまGAP規範）の策定（H23.12）
- ・ 富山県適正農業規範（とやまGAP規範）の本格的な推進（H24.4～）

とやまGAPとは

<ポイント>

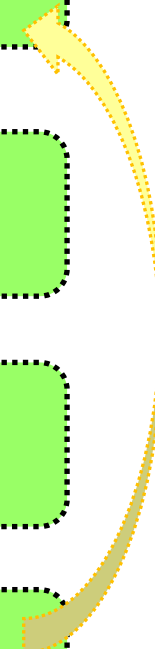
富山県適正農業規範（とやまGAP規範）を参考にして、より良い農場に改善することが「とやまGAP」の取組です。

ステップ1 : 自己点検・二者点検（改善点の把握）

ステップ2 : 改善（考え・共有）

ステップ3 : 実践（行動）

ステップ4 : 点検（確認・評価）

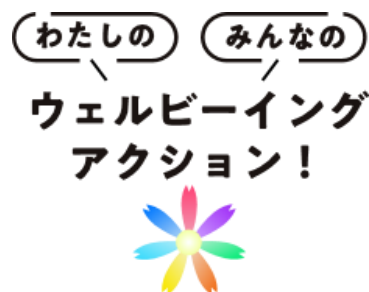


とやまGAP規範改訂の背景①（持続可能な社会への関心の高まり）

GAPの5分野	持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット
<p>食品安全</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.1、2.4） 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（3.9） 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（12.4）</p> 
<p>労働安全</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（3.6） 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（8.5、8.8）</p> 
<p>環境保全</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する（3.9） 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する（6.3、6.6） 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する（7.2、7.3） 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る（9.4） 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（12.2、12.4、12.5） 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる（13.1、13.3） 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する（14.1） 15. 劣化した土地を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力（15.1、15.3、15.8）</p> 
<p>人権保護</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（5.1、5.5） 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（8.5、8.7、8.8）</p> 
<p>農場経営管理</p>	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する（2.4） 4. すべての人々への、包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する（4.4） 8. 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する（8.5、8.8） 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（12.8） 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる（13.1） 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する（17.17）</p> 

とやまGAP規範改訂の背景②（GAPとウェルビーイング）

GAPの5分野	ウェルビーイングの構成要素（例）
食品安全	安全・安心を求める消費者とのつながり
環境保全	環境への配慮と地域社会とのつながり
労働安全	家族・組合員・従業員の心身の健康
人権保護	家族・組合員・従業員の価値観や意見の尊重
農場経営管理	経営管理を通じた経験の積み重ねや目標達成に向けた生きがい・やりがい



GAPはウェルビーイングの
向上にもつながる

とやまGAP規範改訂の背景③（国・県の計画への位置づけ）

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）（抜粋）

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

④ 農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開

ア 農業生産工程管理の推進

食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する農業生産工程管理(GAP)について、令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。また、文部科学省と連携し、農業高校でのGAP教育を推進するなど、農業教育機関におけるGAPに関する教育の充実を図る。

富山県農業・農村振興計画（令和4年3月31日）（抜粋）

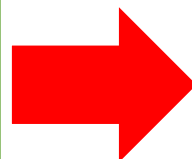
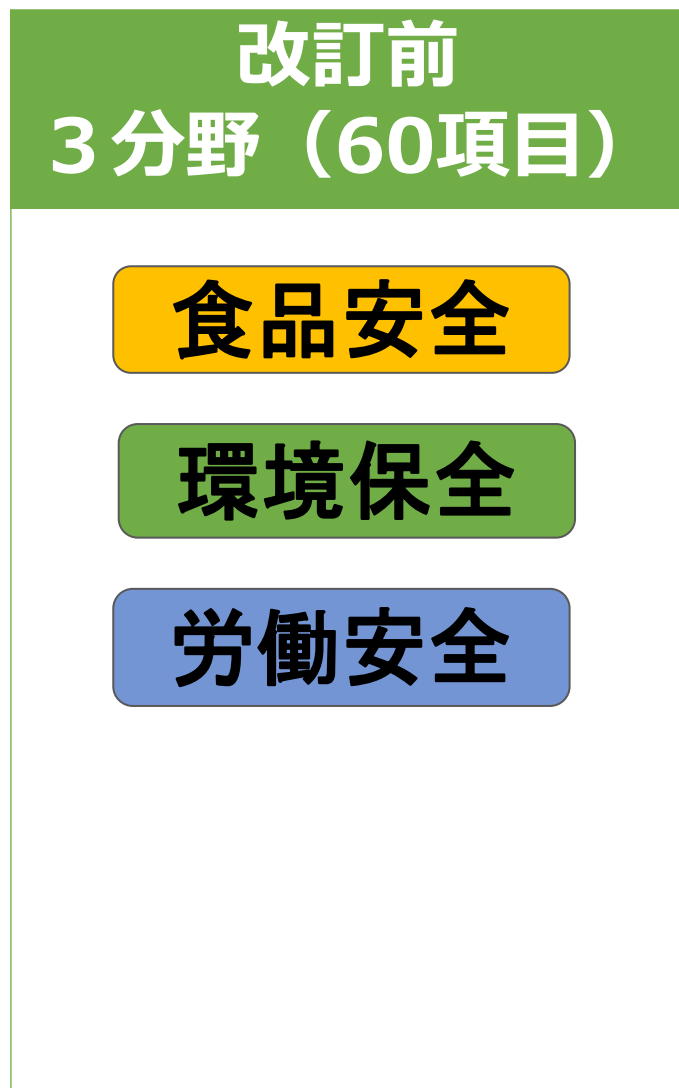
3章 基本目標の実現に向けた推進施策

1 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

2 人と環境にやさしい農業の普及拡大

「富山県適正農業規範(とやまGAP規範)」(平成23年12月策定)等に基づく安全・安心な農業の普及と実践により、持続性の高い農業や高品質な農産物の生産拡大を進めます。

とやまGAP規範の追加分野



※ 5分野を満たすことで、国の国際水準GAP
ガイドラインに対応

富山県適正農業規範（とやまGAP規範）の取組事項の概要【全68項目】

I 経営体制全体	分野	番号
農場の基本情報の作成	経営	1
経営方針の作成		
各種責任者の決定		
責任者、作業者等への教育訓練の実施		
農場ルールの決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	2*
生産計画の作成、計画と実績との比較による評価等		
必要な記録内容・保管期間の整理		
知的財産の保護・活用	経営	3,4

II リスク管理	分野	番号
食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施	食品 環境 労働	5*
外部委託先の適切な管理等	労働	
農場への入場に係るルールの作成と周知	経営	
農産物の出荷記録等の作成・保存、農産物への適正な表示・荷姿の遵守	食品 経営	6 7
クレーム及び農場ルール違反への対応手順の整備	経営	8*
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	9*

III 人的資源	分野	番号
外国人雇用がある場合の環境整備等		
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	労働	10*
労働条件の遵守と雇用者との意見交換	人権	
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等		
危険作業に従事する者への訓練	労働	11
救急箱の用意等、事故対応手順の整備	人権	12
労災保険への加入等	人権	13
作業者の衛生管理と健康管理	食労	14
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	15
安全な草刈りの実施	労働	16
農業用水路安全対策の推進	労働	17*

IV 経営資源	分野	番号
農地汚染の防止対策	食環	18 19
使用する水の管理	食品	20
土づくりと土壌浸食対策	環境	21 22
栽培・調製・出荷施設の衛生管理、農産物の適切な保管、排水等の適切な管理	食品 環境	23
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	24
器具、設備、機械、車両等の適切な管理、燃料の適切な保管等	食労 環経	25 ~ 27*
包装容器等の安全性の確認等	食品	28 29
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理、衛生管理内容の周知と記録の保管	食経	30 31
効率的なエネルギー使用	環境	32
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	33 34
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	35
鳥獣被害防止対策	環境	36

V 栽培管理	分野	番号
適切な種苗・生産資材の調達、使用履歴と記録の保管	食品	37
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	38
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	39~ 41
農薬の適切な使用等 (使用計画作成、適切な調整・散布、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	42~ 46
堆肥の適切な製造と施用	食環	47
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果等を踏まえた利用計画の作成、適切な保管、使用記録作成等)	食労 環経	48~ 50*

VI 専用項目(主穀作)	分野	番号
種子消毒廃液と消毒済み種子の適正処理	食環	51
代かき後の濁水流出防止対策	環境	52
重金属の吸収抑制	食品	53
異品種等の混入防止対策	食品	54
乾燥調製施設等の適正な管理・運営	労経	55
米穀等の衛生的な取扱い	食品	56
用途限定米穀の適切な保管・販売	食品	57
麦類のカビ毒(DON・NIV)汚染の低減	食品	58

VII 専用項目(飼料作物)	分野	番号
飼料製造・販売に関する届出、製造・販売に係る規格・基準の遵守	食経	59
飼料製造に関する記録の作成・保存	経営	60
飼料成分を考慮した施肥及び草種構成	食環	61
草地における適正な除草等	食品	62
飼料用米・飼料用稲における農業使用	食品	63
飼料の変質・カビの発生や異物混入防止のための適切な調製	食品	64
飼料の汚染や異物混入防止のための衛生的な保存・流通	食品	65

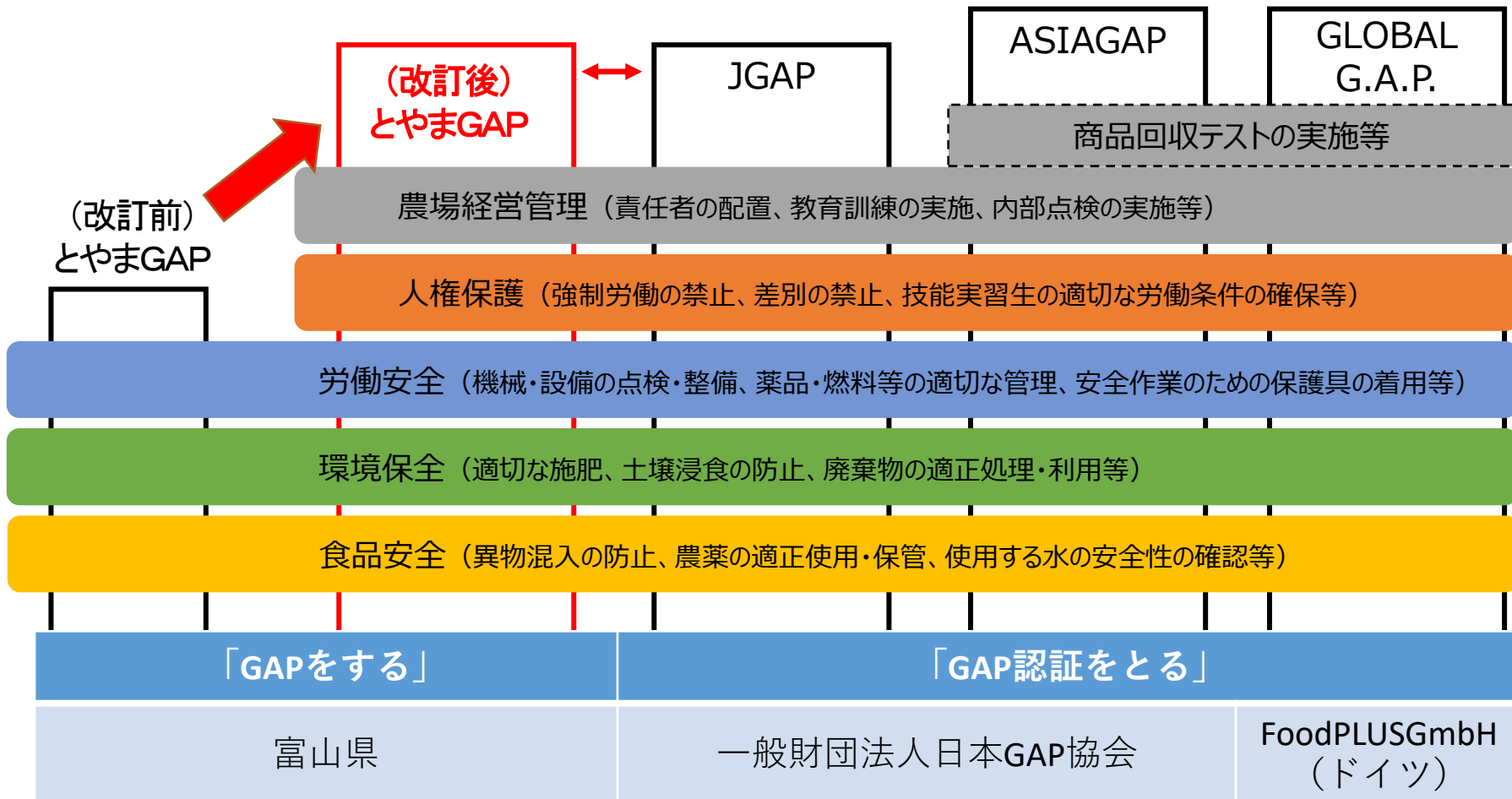
VIII 専用項目(園芸)	分野	番号
外来生物の適切な飼養管理	環境	66
土壌くん蒸剤の適正使用	環労	67
りんごのカビ毒汚染の防止・低減対策	食品	68

(*)追加項目

【凡例】

食品 食 ... 食品安全
環境 環 ... 環境保全
労働 労 ... 労働安全
人権 人 ... 人権保護
経営 経 ... 農場経営管理

とやまGAPと各GAPの比較



本県におけるGAPの推進方向

- ◆ まずは「とやまGAP」による改善活動を広く推進
 - ◆ 次のステップとして、取引先ニーズへの対応等、GAPの取組みに意欲的な経営体に対して第三者認証GAPを推進
- ⇒ とやまGAPを認証取得のステップとして活用可能

